

■久永市議の質問にたいする健康文化部長の答弁 2017年12月議会(11月27日)

私が御質問の2番目「平成30年度から県と市が共同運営（広域化）となる国民健康保険について」の各項目についてお答えいたします。

始めに2番目の1点目「平成30年度から国保の広域化を行うことで、大府市民にとってのメリットは何か」についてでございますが、

国民健康保険制度は、他の健康保険制度等と比較して年齢構成や医療費水準が高いにもかかわらず、所得水準が低い被保険者が多いことなどから、財政運営が困難な保険者が多く存在します。今回、都道府県が財政運営主体となることで規模を拡大し、効率的な事業運営が可能となります。

本市においても、被保険者数が減少していること、65歳以上74歳以下の前期高齢者の加入割合が高いことなどから、広域化することで安定した事業運営を行うことができ、被保険者の医療を確保することができるが主なメリットであると考えています。

次に、2点目「国保は一般の医療保険の考えではなく、社会保障の一つだと考えるが、大府市の見解は」についてでございますが、

国民健康保険法第5条において「市町村の区域内に住所を有する者を被保険者とする」とあり、
同法第6条で規定する適用除外に該当する者以外は全て国民健康保険の被保険者であり、国民皆保
險制度の重要な役割を担っていると認識しています。

次に、3点目「国民健康保険税の大幅引上げについて」の1項目目「県への納付金は、これまでの市の国保事業の支出よりも増えるのか」についてでございますが、

県への納付金は、県全体の医療費等の推計から、県全体で調整する公費等を加減算したうえで、県全体での納付金算定基礎額を算出します。

その後、市町村ごとの被保険者数や所得水準や医療費水準に基づき按分したうえで、市町村ごとに調整する公費等を加減算したものが各市町村の納付金額となります。

したがいまして、これまで各市町村が歳入・歳出していた大部分の国・県などの公費等が、納付金を算定する過程で事前に調整されるため、これまでの市の国民健康保険事業の支出のみと単純に比較することはできません。

次に、2項目目「資産割の廃止による1人当たりの負担増はいくらと試算しているのか」についてでございますが、

資産割の廃止に伴い、他の所得割・均等割・平等割の賦課割合を変更するものであり、総額では被保険者に負担の増加を求めるものではございませんが、個々の被保険者では、負担の変動が大き

い世帯もあるため、国民健康保険運営協議会から適切な緩和措置を検討するよう答申を受けております。

次に、3項目目「収入のない子どものいる、資産を持たない子育て世代などの負担が大きくなると思うが、市の認識はどうか」についてでございますが、

地方税法の規定により所得割、均等割及び平等割の標準割合が定められており、収入の少ない世帯にも、一定の負担をしていただく必要がありますが、世帯構成や所得に応じて国民健康保険税の軽減制度があり、適正に負担軽減が図られていると考えております。

次に、4項目目「収入のない18歳未満の者などへの減免」など、一宮市のように市独自の減免制度を設ける考えはないか」についてでございますが、

国民健康保険税の減免は、地方税法の規定により、失業、災害等により生活が著しく困難となった者への一時的な救済措置であることや、個々の被保険者の担税力によって決定されるべきであるとされております。本市は県内でも標準的な減免制度を設けており、必要な被保険者に対しては、適正に国民健康保険税の減免がされていると考えておりますが、制度が大きく変わるため、今後、新たな減免制度を検討する可能性はございます。

次に、5項目目「市民の負担増の実態を国や県に上げ、繰入れの継続や国の負担金増など、加入者への軽減を要望する考えはあるか」についてでございますが、

国民健康保険の広域化にあたり、国に対しては愛知県市長会を、県に対しては県・市懇談会を通じて、被保険者の負担の軽減等について、すでに要望を行っております。今後も必要に応じて対応してまいります。

以上です。